

自治基本条例改正条文素案（案）

(H26.6.25 現在)

第 5 章 コミュニティ活動

(コミュニティ活動の連携)

第 3 4 条 地域コミュニティ活動や市民公益活動などのコミュニティ活動を行う市民は、自ら進んでそれぞれの活動の特性を生かしながら相互に連携するよう努めます。

説 明

- 第 3 4 条は、地域コミュニティ活動及び市民公益活動が自発的に連携することについて定めたもの。
- 地域コミュニティ活動は、身近な地域の特性を踏まえた、住民組織による地域課題の解決に向けた活動であり、本市では、町内自治会などの様々な地域団体等により構成された校区自治協議会による地域づくりが進められている。一方で、市民公益活動は、NPO 法人などの市民活動団体による活動であり、専門性を持って、地域を限定しない活動を展開している。まちづくりの更なる発展のためには、地域団体同士、市民活動団体同士が連携するのはもちろんのこと、組織力の強い地域団体と、専門性を持つ市民活動団体、双方がお互いの活動を理解し合い、情報共有のもと役割と責任を分担し協働でまちづくりに取り組んでいくことが必要である。
- また、市長等は、第 3 2 条第 3 項並びに第 3 3 条第 2 項の規定により、多様な主体が柔軟に連携できるよう、その関係の構築に向けた支援を行う必要がある。

第 6 章 区のまちづくり

(区のまちづくり)

第 3 5 条 区民及び区長等（区長その他の区のまちづくりに関わる職員）は、区役所を拠点として、身近な地域の特性や課題を踏まえたまちづくりを協働して取り組みます。

- 2 区民及び区長等は、前項に規定するまちづくり（以下「区のまちづくり」といいます。）に取り組むにあたり、次の事項を十分に考慮します。
 - (1) 地域の情報を十分に収集するとともに、積極的に発信すること。
 - (2) 地域の課題を的確に把握すること。
 - (3) 課題解決に向けて合意形成に努めること。
- 3 区長等は、区におけるコミュニティ活動が連携できるよう支援します。

説 明

- 第 3 5 条では、区のまちづくりを、区民と区長等が協働して取り組むことを定めている。
区のまちづくりとは、住民自治の実践の場であり、区役所を拠点とした区民のコミ

コミュニティ活動や区民と区長等が協力して行う活動をいう。これらは、身近な地域の特性や課題を踏まえた活動であり、魅力的で快適に暮らせる地域を形成するものである。

区のまちづくりに関わる職員とは、基本的には区役所の職員である。区役所以外の職員も積極的に区のまちづくりに取り組むことが必要である。

- 第2項では、区民及び区長等が区のまちづくりに取り組むにあたり、重要な要件として、考慮することを定めている。
- まず、第1号は、区のまちづくりには、地域を知ることから始めなければならないため、区民や区長等は積極的に地域を見て歩き、地域の人と対話するなど、互いに協力して校区や区単位の地域情報を収集する姿勢が必要である。それらの情報を広く発信しまちづくりへ活用することについて定めている。
- 次に、第2号は、区民や区長等は、第1号で得た地域情報から課題を的確に把握することを定めている。
- さらに、第3号では、課題の解決に向けて、区民、地域団体、NPO、事業者、行政など多様な主体が、多くの意見を出し合いながら、合意形成に努めていくことを定めている。
- 次に、区のまちづくりにおいては、多様な主体が連携して取り組むことが重要であり、第3項では、そのような区におけるコミュニティの連携への支援について定めている。区長等は、コミュニティ活動と連携することはもちろんのこと、様々なコミュニティ活動が相互に連携できるようコーディネートしていく必要がある。

(区のまちづくりにおける市長の責務)

第36条 市長は、区のまちづくりを推進するために、必要な組織体制及び人事体制の整備並びに予算の確保に努めます。

説 明

- 区のまちづくりの推進に向け、区役所の組織や機能、本庁との連携体制のあり方などについて不断に見直すことや、各区のまちづくり推進事業の実施にあたり必要な区の予算の確保が必要となる。第36条では、区の組織体制及び人事体制の整備や予算の確保について、市として一体的に取り組んでいくことを定めたもの。